

平成 25 年 7 月

## 全員参加の研修

### 【質問】

私の会社は、月に 1 回仕事が終わってから研修があります。強制参加とは言われていませんが、業務についての研修なので誰も欠席せずに全員参加しており半強制的な感じですが、この時間についての給料はありません。研修なので仕方がないのでしょうか。

### 【答え】

労働時間とは、労働者が使用者の指揮監督のもとにある時間のことをいいます。労働時間には実際に働く時間のほか手待ち時間や作業準備や片付けの時間も含まれます。労働時間は原則として 1 日 8 時間、1 週間 40 時間または 44 時間を超えてはいけずと法律で定められています。それを超えて働かせた場合は、2 割 5 分以上の割増賃金の支払いが必要です。

研修時間についての給料の有無は、「労働時間に当たるかどうか」で決まってきます。強制参加の研修であれば、使用者の指揮監督のもとにある労働時間であり、当然給料の支払いが必要になります。また、強制参加とは言われていなくても研修を欠席することで不利益な扱いをされたり、業務に支障をきたすのであれば実質的に強制参加と言え労働時間に当たると考えられます。一度、毎月の研修を欠席するとどうなるのかを会社に確認してみてください。そのうえで研修時間が労働時間であると確認できれば、給料支払いについて職場内で話し合いをし、会社へ請求されてはどうでしょうか。ちなみに、研修が業務終了後（労働時間 8 時間）に行われるのであれば時間外労働となり、割増賃金の支払いが必要です。

### 【ワンポイントアドバイス】

- ・実際に働く時間以外にも、使用者の指揮命令下にあるものについては労働時間と考えられます。
- ・労働時間は当然、給料の支払いが必要です。